

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

国の記録では申立期間は空白期間となっているが、昭和47年7月1日にA社からB社へ異動し、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する従業員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和47年7月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるB社の資格取得日がD厚生年金基金の記録における資格取得日と同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が資格取得日を昭和47年8月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月から30年7月1日まで

私は、申立期間についてA社（現在は、B社）C工場に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚2人は、申立人がA社C工場に勤務していたことを覚えていると回答しているほか、B社から提出された当時の工員名簿には、申立人の就職年月日が昭和29年4月5日と記載されていることから、期間の特定はできないものの、同年4月5日以降に申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、当時の賃金台帳等を保管していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、当時の事業主及び事務担当者も既に亡くなっていることから、A社における当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

また、上記工員名簿により、申立人と就職年月日が同時期となっている同僚1人はA社における厚生年金保険被保険者記録は確認できず、申立人が記憶している同僚の1人は工員名簿の就職年月日が昭和27年4月1日と記載されているところ、被保険者資格の取得日は29年3月10日となっている上、申立人と近い時期に入社したと考えられる約70人の資格取得状況をみると、就職年月日と資格取得日は必ずしも一致していないことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。